

I 家庭と学校が連携した健康管理の徹底

○朝夕の検温、咳等の呼吸器症状の有無及び倦怠感の確認

- ・家庭での検温・健康観察等の徹底をお願いします。同居家族の状況についても注意してください。
- ・健康観察カードを活用してください。

○登校後の体調不良児童生徒への対応

- ・SHR等でのカード等による健康観察を行います。
- ・検温等を未実施の児童生徒には、健康観察を実施します。
- ※ 発熱等の症状が認められた場合は、保護者に連絡の上、帰宅させますのでご協力をお願いします。

II マスク着用の徹底

○マスクの着用の徹底

- ・登下校中及び校内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用してください。
- ・特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時は必ずマスクを着用してください。
- ※ 熱中症の防止対策として、こまめに水分補給をしてください。

III 「3つの密」の回避の徹底

○換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ 換気の徹底（こまめに換気）

- ・可能な限り、常時2方向の窓を開放します。
- ・エアコンの使用時も換気を行います。
- ・環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談するなど対応を検討します。

○多くの人が密集する場所を作らない ⇒ 身体的距離（1m以上）の確保

- ・不必要な身体接触（握手や手つなぎ、ハイタッチ等）を避けるようにしてください。
- ・並び方や座席の配置等を工夫します（1m以上の間隔を開けるなど）。
- ・学年集会などにおいても、身体的距離の確保（広いスペースが確保できる場所）に注意します。

○近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

- ・授業時や昼食時は、対面にならないようにしてください。
- ・廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内ではできるだけ左側通行に協力してください。

IV 手洗い等の徹底

○流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

- ・登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食（昼食）の前後などに手洗いをしてください。
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は共用しないでください。
- ・必要に応じて手指消毒液を活用してください。

V 環境衛生管理の徹底

○児童生徒が触れる共用箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の1日1回以上の消毒

- ・消毒液を活用します。

○児童生徒による清掃時の留意点

- ・清掃時は、マスクをするとともに私語をしないで取り組んでください。
- ・清掃後には石けんによる手洗いを行ってください。
- ・体調不良者用の部屋やトイレは、生徒には清掃させません。